

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第13号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和53年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>建蔽率</u>の緩和)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第10条 省令第10条の4第1項の規定に基づく許可の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u>(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請にあつては、申請に係る建築物の敷地境界線から30メートルの範囲にある土地及び建築物の</p>	<p>(<u>建ぺい率</u>の緩和)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(許可申請書に添付する図書)</p> <p>第10条 省令第10条の4第1項の規定に基づく許可の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書<u>又は第13項ただし書</u>(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請にあつては、申請に係る建築物の敷地境界線から30メートルの範囲にある土地及び建築物の所有権、地上権、永</p>

所有権、地上権、永小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した位置図並びに工場（作業所を含む。）にあつては、第2条第1項第1号に規定する工場調書、危険物の貯蔵又は処理をする建築物については同項第2号に規定する危険物調書

(3)及び(4) (略)

2から4まで (略)

(意見の聴取)

第16条 法第9条第3項及び第8項

(法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第46条第1項(法第68条の7第3項において準用する場合を含む。)、法第48条第15項(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第72条第1項(法第74条第2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。))並びに特工条例第7条に規定する意見の聴取に関する手続については、別に定める。

小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した位置図並びに工場（作業所を含む。）にあつては、第2条第1項第1号に規定する工場調書、危険物の貯蔵又は処理をする建築物については同項第2号に規定する危険物調書

(3)及び(4) (略)

2から4まで (略)

(意見の聴取)

第16条 法第9条第3項及び第8項

(法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項並びに法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第46条第1項(法第68条の7第3項において準用する場合を含む。)、法第48条第14項(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第72条第1項(法第74条第2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。))並びに特工条例第7条に規定する意見の聴取に関する手続については、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)